

資料編

資料 1. 計画策定までの経緯	84
資料 2. 古河市生活環境の保全及び創造に関する基本条例	89
資料 3. 自然環境測定状況	95
資料 4. 温室効果ガス算出方法	99
資料 5. ゼロカーボンシティ宣言共同表明書	100
資料 6. 用語集	102

資料 1. 計画策定までの経緯

(1) 古河市環境審議会

期 日		開催活動名称	活 動 内 容
2021 年	9 月 21 日 (火)	第 1 回古河市環境審議会	会長・副会長選任・各委員紹介・第 2 次古河市環境基本計画（骨子案）の方針確認及び承認
2022 年	1 月 20 日 (木)	第 2 回古河市環境審議会	第 2 次古河市環境基本計画（素案）の説明及び質疑応答
	6 月 21 日 (火)	第 3 回古河市環境審議会	パブリックコメント結果報告及び第 2 次古河市環境基本計画（諮問・答申）

(2) 古河市環境市民委員会

期 日		開催活動名称	活 動 内 容
2021 年	9 月 28 日 (火)	第 1 回古河市環境市民委員会	第 2 次古河市環境基本計画（骨子案）に対する意見（質疑）シート徴集
	11 月 2 日 (火)	第 2 回古河市環境市民委員会	役員選任・各部会実績報告・第 2 次古河市環境基本計画（骨子案）意見シートにおける質疑応答
	12 月 8 日 (水)	第 3 回古河市環境市民委員会	第 2 次古河市環境基本計画（素案）意見シートにおける質疑応答

(3) 環境についてのアンケート調査

調査実施期間	2021（令和 3）年 8 月 10 日～9 月 30 日		2021（令和 3）年 9 月 1 日～9 月 24 日
	調査対象者	市内在住 18 歳以上の 男女	市内在籍事業者
配布数	2,000 人	500 社	994 人（Web 回答）
回収数（回収率）	710 人 (35.5%)	185 社 (37.0%)	549 人 (55.2%)

(4) パブリックコメント

目 的	第 2 次古河市環境基本計画（素案）の周知、意見聴取を目的に実施
実施期間	2022（令和 4）年 5 月 19 日～6 月 8 日
閲覧場所	古河庁舎、総和庁舎、三和庁舎、健康の駅、古河福祉の森、古河市 HP
意見数	0 件

(5) 古河市環境審議会 委員名簿

令和3年度古河市環境審議会委員名簿

(順不同)

役 職	氏 名	選出区分・選出母体	備 考
会 長	清水 範夫	学識経験者	東洋大学 名誉教授
副会長	那須 和弥	住民代表	古河市行政自治会
委 員	加藤 常吉		公募
	高橋 采子	産業界	古河商工会議所
	秋葉 邦之		古河市工業会
	峰 英雄		古河市商工会
	国府田 ひとみ		茨城むつみ農業協同組合
	青木 宏記		学識経験者
	佐山 順一	教育関係者	
	檜村 信一	一般公益代表	古河市環境市民委員会
	宮本 京子		茨城県地球温暖化 防止活動推進員
	後藤 努		こが里山を守る会

令和4年度古河市環境審議会委員名簿

(順不同)

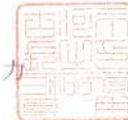
役 職	氏 名	選出区分・選出母体	備 考
会 長	清水 範夫	学識経験者	東洋大学 名誉教授
副会長	湯本 豊	住民代表	古河市行政自治会
委 員	加藤 常吉		公募
	高橋 采子	産業界	古河商工会議所
	峰 英雄		古河市商工会
	秋葉 邦之		古河市工業会
	国府田 ひとみ		茨城むつみ農業協同組合
	櫻村 信一		一般公益代表
	後藤 努	こが里山を守る会	
	宮本 京子	茨城県地球温暖化 防止活動推進員	
	青木 宏記	学識経験者	充て職
	佐山 順一		教育関係者

(6) 古河市環境審議会 諮問

古環第452号
令和4年6月21日

古河市環境審議会
会長 清水 範夫 様

古河市長 針谷 力



第2次古河市環境基本計画（素案）について（諮問）

第2次古河市環境基本計画について、国内外の社会情勢の変化や新たな環境の課題に対応するための基本となる計画を策定するにあたり、古河市環境審議会条例（平成17年9月12日条例第110号）第2条の規定により、貴審議会に意見を求めます。

(7) 古河市環境審議会 答申

古河市長 針谷 力 様

古環審第2号
令和4年6月21日

古河市環境審議会
会長 清水 範大



第2次古河市環境基本計画（素案）について（答申）

令和4年6月21日付古環第452号で諮問のあった第2次古河市環境基本計画（素案）について慎重に審議をした結果、下記のとおり答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、各施策にあげる様々な事業を効果的に実施し、目指す環境像である「人と自然が共生し、豊かな環境・歴史を未来につなぐまち古河」の実現に努めることを要請します。

記

- 1 本計画の推進にあたっては、基本方針や施策内容について、市民、事業者等に、様々な機会で広く周知・啓発されたい。
- 2 市民・事業者・行政が積極的に環境について考え、取り組みができるような体制を確立するとともに、環境と調和した社会を実現するまちづくりに努められたい。
- 3 社会情勢の変化に注視しつつ、市を取り巻く環境の変化にも柔軟に対応しながら、計画の推進に努められたい。
- 4 国等のあらゆる環境施策が積極的に活用できるよう、本計画の推進に努められたい。

以上

資料 2. 古河市生活環境の保全及び創造に関する基本条例

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本方針(第 7 条—第 10 条)

第 3 章 環境の保全及び創造のための基本的な施策(第 11 条—第 26 条)

第 4 章 自然環境の保全及び創造

第 1 節 大気環境の保全(第 27 条)

第 2 節 水環境の保全(第 28 条)

第 3 節 緑の保全及び緑化の推進(第 29 条—第 31 条)

第 5 章 雑則(第 32 条)

附則

私たちのまち古河市は、関東平野のほぼ中央に位置し、また、隣接する渡良瀬遊水地には、我が国初の公害といわれる足尾鉍毒事件の被災地となった旧谷中村の史跡が保存され、全国でも最大規模のヨシ原が作りだす美しい自然景観とともに、希少価値の高い豊かな自然環境が残されている。

先人たちは、これらの自然の恵みを受けながら、生活を営み、様々な産業や文化を育みながら住みよいまちを築き上げる努力を続けてきた。

しかし、今日の社会経済活動は、利便性の向上と物質的な豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーを大量に消費することなどにより、環境汚染や自然破壊など環境問題を地球規模へと拡大させ、将来の世代に重大な影響を及ぼすことが懸念されるまでに至っている。

このように、私たちは、自然生態系の微妙な均衡の中で、良好な環境の恵みを受け一方、私たちの日常生活や事業活動による環境への影響は、この自然生態系の復元力を超えるまでに拡大してきた。

もとより、私たちのだれもが健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に引き継いでいく責務も担っている。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている立場にあること、そして地球環境保全が人類共通の最重要課題であることを深く認識し、自らの生活様式や社会経済活動を見直すとともに、人と自然との共生や環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続可能な循環型社会の構築を目指し、市民、事業者、行政などが連携し、協働し、良好な環境を保全しつつ快適で住みよい環境を創造していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造についての基本理念並びにそのための基本的な施策並びに自然環境及び市民生活を取り巻く生活環境の保全に関して必要な事項等を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生できるような多様な自然環境が体系的に保全されるように行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続可能な循環型社会が構築されることを目的として、市、市民及び事業者(市内において事業活動を行う者をいう。以下同じ。)の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識して、それぞれの日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に関し自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)となった場合には、自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、資源の再使用、再生利用及び効率的な熱回収等による循環的な利用(以下「資源の循環的な利用」という。)並びに環境への負荷の低減に資する原材料、役務等の利用に努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施するに当たっては、全ての施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
 - (2) 前号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ古河市環境審議会(以下「環境審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図ること等により環境への負荷が低減されるように行わなければならない。

(総合調整のための体制の整備)

第10条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、その推進に必要な組織、運用の方法等を整備するものとする。

第3章 環境の保全及び創造のための基本的な施策

(資源の循環的な利用等の促進)

第11条 市は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理に関し必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全)

第12条 市は、温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(財政的措置)

第13条 市は、市民及び事業者が自ら行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に関する取り組みについて必要な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減のための施設及び公園、緑地その他の快適な生活の確保のための施設の整備を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育等の推進)

第15条 市は、市民及び事業者が環境問題について、理解及び認識をより深めることができるよう環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報の充実を図るとともに、地域、学校、職場、家庭等の場を通じて、これらに関する活動を行う意欲を増進させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民団体等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体(以下「市民団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、前2条に定める事項を推進するため、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する活動の事例等に関し必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第18条 市は、環境の状況を把握し、環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 19 条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(紛争の処理)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する紛争等の迅速かつ適正な調停及び解決を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第 21 条 市は、環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)及びその他の法律並びに茨城県環境影響評価条例(平成 11 年茨城県条例第 7 号)に定めるもののほか、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理等の促進)

第 22 条 市は、事業者が事業活動に伴う環境への負荷の低減について効果的に取り組めるように、事業者が自ら行う環境管理(環境の保全等に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、体制の整備等をいう。)及びこれに関する監査等が促進されるような措置を講ずるものとする。

(市民団体等の意見の反映)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に市民団体等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民団体等との協力)

第 24 条 市は、市民団体等と協力して、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 25 条 市は、広域的な取組みが必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるとともに、必要なときは、その目的を達成するため国及び他の地方公共団体に積極的に働きかけるものとする。

(報告書)

第 26 条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造について講じた施策に関する報告書を作成し、速やかに公表するものとする。

第 4 章 自然環境の保全及び創造

第 1 節 大気環境の保全

(大気汚染の防止)

第 27 条 市長は、有害大気汚染物質等(大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 2 条第 1 項に規定するばい煙及び同条第 16 項に規定する有害大気汚染物質をいう。)の排出抑制のため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携を図りながら施策を推進し、市民及び事業者に対し必要な啓発及び指導に努めなければならない。

第2節 水環境の保全

(水環境の保全)

第28条 市は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域(以下「公共用水域」という。)の良質な水域の保全について、必要な施策を推進し、市民及び事業者に対し必要な啓発及び指導に努めなければならない。

第3節 緑の保全及び緑化の推進

(緑化施策の推進)

第29条 市は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定による緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画に基づき、その施策を積極的に推進しなければならない。

(市民による緑の保全等)

第30条 市民は、生け垣等の緑及び周辺地域の緑の保全並びに緑化の推進に努めるとともに、前条の規定による市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者による緑の保全等)

第31条 事業者は、事業活動により緑を損なうことのないよう必要な措置を講ずるとともに、事業用地の緑の保全及び緑化の推進に努め、第29条の規定による市が実施する施策に協力しなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年9月12日から施行する。

附 則(平成30年条例第19号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第21号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

資料3. 自然環境測定状況

(1) 大気質

大気質測定結果 出典：「茨城県環境白書（2020年度）」

測定局	用途地域名称	二酸化いおう				二酸化窒素			オキシダント			
		年平均値	日平均値の2%除外値	日平均値0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準との比較	年平均値	日平均値の98%値	環境基準との比較	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		環境基準との比較
古河保健所	住	—	—	—	—	—	—	—	0.033	87	453	×
古河市役所	未	0.000	0.001	無	○	0.010	0.022	○	0.031	77	373	×

測定局	用途地域名称	一酸化炭素				浮遊粒子状物質				微小粒子状物質		
		年平均値	日平均値の2%除外値	日平均値10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準との比較	年平均値	日平均値の2%除外値	日平均値0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準との比較	年平均値	日平均値の98%値	環境基準との比較
古河保健所	住	—	—	—	—	0.025	0.042	無	○	—	—	—
古河市役所	未	0.2	0.4	無	○	0.024	0.043	無	○	9.6	25.1	○



大気質測定位置図

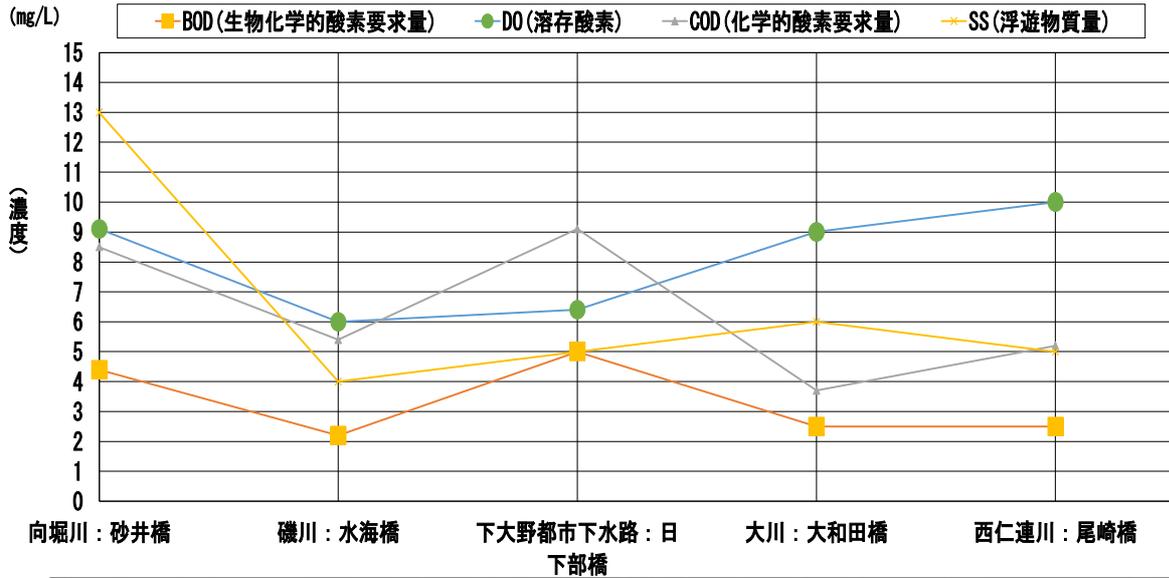
出典：市庁内資料

(2) 水質

水質測定結果 [2021年3月]

出典：市庁内資料

計量項目	採取場所	向堀川：砂井橋	磯川：水海橋	下大野都市下水路：日下部橋	大川：大和田橋	西仁連川：尾崎橋	基準値	単位
DO(溶存酸素)		9.1	6.0	6.4	9.0	10.0	2mg/L以上	mg/L
BOD(生物化学的酸素要求量)		4.4	2.2	5.0	2.5	2.5	8/mg/L以下	mg/L
COD(化学的酸素要求量)		8.5	5.4	9.1	3.7	5.2	—	mg/L
SS(浮遊物質質量)		13.0	4.0	5.0	6.0	5.0	50/mg/L以下	mg/L



水質測定位置図

出典：市庁内資料

(3) 騒音

①自動車道路

自動車道路騒音測定結果 [2021年2月]

出典：市庁内資料

単位：dB

No.	路線名	評価区間 番号	等価騒音レベル		環境基準*1				要請限度(参考)*2			
					環境基準		適合状況 ○：適合 ×：不適合		要請限度		適合状況 ○：適合 ×：不適合	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道354号	24010-1	69	68	70	65	○	×	75	70	○	○
2	佐野古河線	40350-1	67	62			○	○			○	○
3	結城野田線	40710-1	70	66			○	×			○	○
4	結城野田線	40740-1	68	63			○	○			○	○
5	つくば古河線	42510-1	69	66			○	×			○	○
6	つくば古河線	42520-1	73	70			×	×			○	○
7	新宿新田総和線	60650-1	70	65			○	○			○	○

*1：環境基準は「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）」とした。

*2：要請限度は「幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度（特例）」とした。



自動車道路騒音測定位置図

出典：市庁内資料

②新幹線鉄道

新幹線鉄道騒音測定結果 [2021年3月]

出典：市庁内資料

単位：dB

No.	地点名	測定時間	評価値[上位10本平均値]				環境基準
			25m		50m		
			測定値	適合状況 ○：適合 ×：不適合	測定値	適合状況 ○：適合 ×：不適合	
①	古河市下辺見2586	9:01~10:40	74	×	67	○	70 (I 類型) *1
②	五霞町川妻1633	12:10~14:14	69	○	66	○	70 (I 類型) *1

*1：環境基準の類型は、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（昭和53年3月13日茨城県告示第294号）」により類型Iを適用。



新幹線鉄道騒音測定位置図

出典：市庁内資料

資料 4. 温室効果ガス算出方法

温室効果ガス排出量の部門別の推計式を以下に示します。

温室効果ガス排出量の推計式（エネルギー起源 CO₂）

部 門	推 計 式
産業部門（製造業）	CO ₂ 排出量 = 都道府県の製造業炭素排出量 / 都道府県の製造品出荷額 × 市区町村の製造品出荷額 × 44 / 12
産業部門（建設業・鉱業）	CO ₂ 排出量 = 都道府県の建設業・鉱業炭素排出量 / 都道府県の従業者数 × 市区町村の従業者数 × 44 / 12
産業部門（農林水産業）	CO ₂ 排出量 = 都道府県の農林水産業炭素排出量 / 都道府県の従業者数 × 市区町村の従業者数 × 44 / 12
業務部門	CO ₂ 排出量 = 都道府県の業務部門炭素排出量 / 都道府県の従業者数 × 市区町村の従業者数 × 44 / 12
家庭部門	CO ₂ 排出量 = 都道府県の世帯当たり炭素排出量 / 都道府県の世帯数 × 市区町村の世帯数 × 44 / 12
運輸部門（自動車）	CO ₂ 排出量 = 全国の自動車種別炭素排出量 / 全国の自動車種別保有台数 × 市区町村の自動車種別保有台数 × 44 / 12
運輸部門（鉄道）	CO ₂ 排出量 = 全国の人口当たり炭素排出量 / 全国の人口 × 市区町村の人口 × 44 / 12
一般廃棄物	CO ₂ 排出量 = [焼却処理量 × (1 - 水分率) × プラスチック類比率 × 2.69] + [焼却処理量 × 全国平均合成繊維比率 (0.028) × 2.29]

温室効果ガス排出量の推計式（エネルギー起源 CO₂ 以外）

ガス種と部門		推 計 式
CH ₄ (メタン)	焼却	CH ₄ 排出量 = 焼却施設の区分ごとの一般廃棄物の焼却量 (排出ベース) × 排出係数*
	自動車	CH ₄ 排出量 = 都道府県別燃料種別走行距離 × 市町村内の自動車保有台数 / 都道府県内の自動車保有台数 × 排出係数
	水田	CH ₄ 排出量 = 作付面積 × 水管割合 × 排出係数 × 地球温暖化係数
	家畜	CH ₄ 排出量 = 飼養頭数 × 単位畜養頭数当たりの体内からの排出量
N ₂ O (一酸化二窒素)	焼却	N ₂ O 排出量 = 焼却施設の区分ごとの一般廃棄物の焼却量 (排出ベース) × 排出係数
	自動車	N ₂ O 排出量 = 都道府県別燃料種別走行距離 × 市町村内の自動車保有台数 / 都道府県内の自動車保有台数 × 排出係数

資料5. ゼロカーボンシティ宣言共同表明書

ゼロカーボンシティ宣言

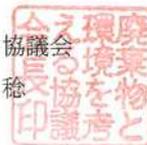
～2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて～

気候変動問題は世界規模での対応が求められており、地球上に生きる全ての生き物にとって避けることのできない喫緊の課題です。我が国においても、近年は全国各地で集中豪雨や台風の巨大化等による自然災害が頻繁に発生し激甚化が顕在となっております。こうした自然の猛威により、私たちの生命や財産の危機、さらに、自然環境や生態系への悪影響など人類の生存基盤を根本から揺るがす「気候危機」と言うべき極めて深刻な問題であります。

こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では、この目標の達成には「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされております。また、この目標達成に向けては、小泉進次郎環境大臣より自治体での取り組みの重要性と広がりへの期待が表明され、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロへの参画が促されたところです。

廃棄物と環境を考える協議会は、関東甲地域の40団体(73市町村)と民間事業者2社で構成し、一般廃棄物の排出者、受入者、処分者の3者が協働して廃棄物の減量化と資源化を促進し、循環型社会の構築と地球環境の保全を図ることを目的とし、これまでに温室効果ガスの排出低減等、地球温暖化防止に大きく貢献してきたものと考えております。協議会ではこの機会を捉えて、趣旨に賛同する各構成自治体が地球的規模の環境保全について積極的に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを宣言し、その実現に向けた取り組みを推進してまいります。

令和2年7月28日

廃棄物と環境を考える協議会
会長 豊田 稔

2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ表明市町村

会 長

茨城県北茨城市	市長	豊田	稔
---------	----	----	---

副会長

茨城県筑西市	市長	須藤	茂
千葉県浦安市	市長	内田	悦嗣
山梨県中央市	市長	田中	久雄

理 事

茨城県水戸市	市長	高橋	靖
群馬県大泉町	町長	村山	俊明
千葉県野田市	市長	鈴木	有
千葉県四街道市	市長	佐渡	斉
神奈川県小田原市	市長	守屋	輝彦 (2019年11月22日 表明済み)
山梨県上野原市	市長	江口	英雄

茨城県

土浦市	市長	安藤	真理子
古河市	市長	針谷	力
結城市	市長	小林	栄
常総市	市長	神達	岳志
高萩市	市長	大部	勝規
牛久市	市長	根本	洋治
鹿嶋市	市長	錦織	孝一
潮来市	市長	原	浩道
守谷市	市長	松丸	修久
常陸大宮市	市長	鈴木	定幸
那珂市	市長	先崎	光
坂東市	市長	木村	敏文
桜川市	市長	大塚	秀喜
つくばみらい市	市長	小田川	浩
小美玉市	市長	島田	穰一
茨城町	町長	小林	宣夫

資料6. 用語集

【あ行】

アクセス道路

空港や港と都心または内陸部の物資流通基地とを結ぶ高速道路。

アダプト・プログラム

市民と行政が協同で進めるまち美化プログラムのこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般家庭の日常生活に伴って生じた家庭系一般廃棄物と、会社や商店、学校や各種団体、個人事業等の事業活動によって生じた事業系一般廃棄物に分類され、基本的に自治体が処理することになっている。

イノベーション

モノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

雨水貯留施設

地表や地下に雨水を貯留し、時間差をつけて下水道や河川に放流させ雨水流出のピーク量を減ずるもの。

エコアクション21

環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合したものであり、エコアクション21に取り組むことにより、中小事業者でも自主的・積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、かつその取組結果を「環境経営レポート」として取りまとめ公表できるように工夫されている。

エコツーリズム

地域にある自然の環境や文化・歴史を体験し、

学ぶことを目的とした旅行スタイルのこと。学びと観光を通じて、環境保全につなげる行為のこと。

エコドライブ

環境にやさしい自動車の運転方法のこと。急発進をしない、加減速の少ない運転、アイドリングストップ、タイヤの空気圧の適正化などにより、大気汚染物質の排出量削減や効率的な燃料消費が可能となる。

エコロジカルネットワーク

野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークのこと。生態系ネットワークとも呼ばれる。

温室効果ガス

地球温暖化の原因となる温室効果を持つ気体のことで、略称はGHG（GreenhouseGas）。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、代替フロン等4ガス〔ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）〕の7つの温室効果ガスを対象とした措置を規定している。

【か行】

カーボンオフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち削減が困難な量の全部又は一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせること。

カーボンニュートラル

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

カーボン・フットプリント

Carbon Footprint of Products の略称で、商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量を CO₂ に換算して、商品やサービスに分かりやすく表示する仕組み。LCA（ライフサイクルアセスメント）手法を活用し、環境負荷を定量的に算定するもの。

海洋プラスチックごみ

海洋に流出する廃プラスチック類のこと。時間が経つにつれ劣化と破碎を重ねながら、次第にマイクロプラスチックと呼ばれる微細片となっていく。

外来種

導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。）によりその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む）のこと。

環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業などの実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査、予測、評価し、住民その他利害関係者から環境保全上の意見などを聴取し、事業計画に反映させることにより、公害防止や環境の保全を図ること。環境アセスメントともいう。

環境基準

環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法により政府が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進

めるに当たり、環境に関する方針や目標などを自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく仕組みのこと。ISO14001 は、環境マネジメントシステムの代表的な国際認証規格のひとつ。

気候変動

気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因があるが、気候変動枠組条約においては、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものと定義されている。

クールアースデー

毎年 7 月 7 日の七夕に日本各地で開催される「地球環境について考える日」。2008（平成 20）年 7 月 7 日の G8 サミット（通称：洞爺湖サミット）開催に先立ち、日本の環境問題に対するアクションを世界にアピールしようと、同年 6 月 17 日の第 20 回地球温暖化対策推進本部にて採択された。

グリーンインフラ

社会資本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（防災・減災や地域振興、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

グリーンツーリズム

農山漁村に滞在し農漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動のこと。

グリーン投資

環境問題に配慮した経済活動への投資のこと。

光化学オキシダント

自動車や工場等から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が紫外線によって光化学反応を起こして発生する光化学スモッグの原因物質の総称。

コンパクトシティ

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。

【さ行】**再生可能エネルギー**

非化石エネルギー源のうち、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマス等の永続的に利用可能なエネルギー源によって作られるエネルギーのこと。

サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。日本などで用いられる概念で「エネルギー回収」ともいう。

シェアスクーター

電自動で動くキックボードのシェアリングエコノミーサービスのこと。

シェアリングサービス

個人や企業が保有している資産を必要としている人に提供する形のサービスのこと。

資源回収報償金

ごみ減量と資源の有効利用を図るため、資源物の回収を行った市民団体に報償金（補助金）を交付する制度。

次世代自動車

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。環境省の「次世代モ

ビリティガイドブック 2019」では、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車が挙げられている。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動やライフスタイルが見直され資源を効率的に利用し、できる限りごみを出さず、やむを得ず出たごみは資源として再び利用し、どうしても利用できないごみは適正に処分することで、環境への負荷を極力低減するシステムを持つ社会のこと。

食品ロス

本来は食べられる状態であるにもかかわらず食品が廃棄されること、「食品のムダ（Food waste）」のことを言う。廃棄される食品そのもの、あるいは廃棄食品総量を意味することもある。

スマートホーム・コミュニティ

環境負荷の軽減や、エネルギーセキュリティが確保されるとともに、住みやすく、住民同士のコミュニティの醸成を目的として、再生可能エネルギーの地産地消や、高断熱・高気密住宅、コモンスペースを活用した電線類の地中化、住民同士のコミュニティ形成といった要件を兼ね備えた街区。

生物化学的酸素要求量(BOD)

Biochemical Oxygen Demand の略。バクテリアが、水中の有機物を分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標のひとつ。普通 20℃において5日間に消費する量を ppm 又は mg/l で示す。化学的酸素要求量（COD）が海域や湖沼で用いられるのに対し、BOD は河川の汚濁指標として用いられる。

生物多様性

様々な生きものがいること。いろいろなタイプの自然があるという「生態系の多様性」、様々な生きものがいるという「種の多様性」、同じ種内でも多様な個性があるという「遺伝

子の多様性」の3つのレベルで多様性があるとしている。

ゼロカーボンアクション 30

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、衣食住・移動・買い物など日常生活におけるアクションとそのアクションによるメリットをまとめたもの。

ゼロカーボンシティ

2050（令和32）年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体のこと。

【た行】

ダイオキシン類

主に廃棄物の焼却過程などで非意図的に生成される有機塩素系化合物で、発がん性、生殖毒性、催奇形性等の毒性を有していると指摘されている。分解しにくいために、環境中に微量であるが広く存在している。

第6次エネルギー基本計画

脱炭素化に向けた世界的な潮流、国際的なエネルギー安全保障における緊張感の高まりなどの2018（平成30）年の第5次エネルギー基本計画策定時からのエネルギーをめぐる情勢変化や日本のエネルギー需給構造が抱える様々な課題を踏まえ、2021（令和3）年10月22日に閣議決定されたもの。

- 2020（令和2）年10月に表明された「2050年カーボンニュートラル」や2021（令和3）年4月に表明された新たな温室効果ガス排出削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すこと
 - 気候変動対策を進めながら、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服に向け、安全性の確保を大前提に安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組を示すこと
- 以上の2つを重要なテーマとしている。

太陽光発電

光を受けると電流を発生する半導体素子を利用し、太陽光エネルギーを直接電力に変換するシステム。

脱炭素社会

温室効果ガスの排出が実質ゼロとなっている社会のこと。

地産地消

地域で生産された農林水産物等を、その生産された地域内において消費する取組のこと。

デマンド交通

バスや電車などのようにあらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービスのこと。

ドギーバッグ

レストランやパーティーで食べ残した料理を持ち帰るための容器や袋。

特定外来生物

外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「外来生物法（2004（平成16）年制定）」によって規定された生物。2021（令和3）年現在、アライグマ、タイワンリスなど156種類が指定されている。

【は行】

バイオマス

もとは生物の量を意味するが、転じて化石燃料を除いた生物由来の有機エネルギー、資源を指す。例えば、食品残渣（生ごみ）、剪定枝（枝の切りくず）、家畜ふん尿等がこれに当たる。

パブリックコメント

市の基本的な政策や制度を定める計画や条例を決める際に、その案や素案について、広く市民に公表し、寄せられた意見などを案に取り入れることができるかどうかを検討するとともに、寄せられた意見などに対する市の考え方とその検討結果を類型化して公表する一連

の手続のこと。

バリューチェーン

事業活動を機能ごとに分類し、どの部分（機能）で付加価値が生み出されているか、競合と比較してどの部分に強み・弱みがあるかを分析し、事業戦略の有効性や改善の方向を探ること。

パーク&ライド

目的地までの交通手段として、出発地からは自動車を運転して、都市周辺部の駅に駐車をし、そこから都心部まで電車等の公共交通機関を利用する交通手段のこと。

ビオトープ

生物を意味する「BIO」と、場所を意味する「TOPE」を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。

ポケットパーク

洋服のチョッキ（ベスト）についているポケットのように小さい規模の公園。

【ま行】

マイクロプラスチック

一般に5mm以下の微細なプラスチック類のこと。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。

マルチモビリティシェアリング

環境負荷の軽減や、市民や来街者の自由な移動を目的として、天候や人数といったその時々状況に応じて、最適なモビリティをひとつのポートで提供する複合型（電動アシスト自転車、スクーター、超小型モビリティ等）のシェアリング事業。

みどりのカーテン

日当たりのよい窓や壁をツル性の植物などで覆うこと。強い日差しが遮られるとともに、植物の葉の蒸散により、夏季における室内温

度を下げる。省エネルギー、ヒートアイランド対策、地球温暖化対策等の効果が期待される。

ミレニアム開発目標

ミレニアム開発目標（Development Goals、略称:MDGs（エムディー・ジーズ））は、8つのゴール、21のターゲット項目からなる2015（平成27）年までの国際的な開発目標。2000（平成12）年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットにて採択された国連ミレニアム宣言と、1990（平成2）年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられ、2015（平成27）年までに達成すべきとされていた世界的目標である。この目標は2030（令和12）年に向けた国連の新たな開発目標である持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）に継承された。

モビリティ

英語の「mobility」のことで、「動きやすさ」、「可動性」、「移動性」、「流動性」などを意味し、職業の移動や階層の移動、または乗り物など人の移動に関する用語として使用されている。

【や行】

屋敷林

屋敷の周囲に設置された林。屋敷森とも呼ばれる。防風や防雪の目的で設置され、特に家々が孤立している場合に有効である。

遊休農地

現状、耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。又は、前述で掲げる農地を除き、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地。

ユニバーサルデザイン

1980（昭和55）年代にアメリカのロナルド・メイス博士が中心となって提唱した、「年齢や能力、状況などにかかわらず、できるだけ多くの人が使いやすいように、製品や建物・環境をデザインする」という考え方。

【ら行】**ラムサール条約**

正式題名は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。湿地の保存に関する国際条約であり、水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守る目的で、1971（昭和46）年2月2日に制定され、1975（昭和50）年12月21日発効された。

ラムサール条約湿地

ラムサール条約の締約国が、自国の湿地を条約で定められた国際的な基準に従って指定し、条約事務局が管理する「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載した湿地。

りさ育てる

子どもの成長に伴い不要となった子育て用品を、必要としている人に無償で譲り、子育て世代の経済的負担の軽減を図る目的で開催されている。

リスクコミュニケーション

社会を取り巻くリスクに関する正確な情報を、行政、専門家、企業、市民などのステークホルダーである関係主体間で共有し、相互に意思疎通を図ることをいう。

レジリエンス

自然災害等の突発的なショックや社会問題等の慢性的なストレスによる影響を最小限にとどめ、適応し、発展する能力があること。

レッドデータブック

レッドリストに記載された種について生息状況等を取りまとめ編纂した書物のこと。

【わ行】**ワンポート**

広域通信網（WAN）と構内通信網（LAN）を接続する機能を持った通信機器にある通信ケーブルの差込口（ポート）のうち、広域網側の回線を接続するためのもの。

【英数字】**3R（スリーアール）**

Reduce（リデュース：ごみを出さない）、Reuse（リユース：再使用する）、Recycle（リサイクル：再利用する）の頭文字をとった略称。

AI

Artificial Intelligence（人工知能）の略で、これまで人間にしかできなかった知的な行為を、人工的に作られた知能で可能にする技術のこと。

BPR

ビジネスプロセス・リエンジニアリング（Business Process Re-engineeringの略）とは、業務本来の目的に向かって既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で、職務、業務フロー、管理機構、情報システムをデザインしなおすこと。

DX

DX（デジタルトランスフォーメーション。英語表記は「Digital Transformation」だが、「Trans」を「X」と略することが一般的な英語圏の表記に準じているため、「DX」と表す。）は、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。また、既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーションをもたらすもの。

EV

Electric Vehicle（電気自動車）の略。

EnMS

エネルギーマネジメントシステム（英称：Energy Management System）は、ISO/DIS 50001 として国際規格化されたエネルギー管理体系であり、エネルギー使用に関して、方針・目的・目標を設定し、計画を立て、手順を決めて管理する活動を体系的に実施できるようにした仕組みのことである。略称は ISO 14000 シリーズで定められた環境マネジメントシステム(EMS; Environmental Management System)との混同を避けるため EnMS と表記する。

FCV

Fuel Cell Vehicle（燃料電池自動車）の略。

ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。IT（Information Technology（情報技術））に「Communication」を加え、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。国際的には IT よりも一般的なもの。

IoT

Internet of Things の略で、モノのインターネットと訳される。様々なものがインターネットにつながり相互に情報交換することで、遠隔操作やデータ収集・分析などを行うことができる。

J-クレジット制度

J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO₂ 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO₂ 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。実際の排出削減・吸収活動の成果をクレジットとして売買できるようにすることで、クレジット購入者もクレジット創出者の排出削減・吸収活動を資金面で支援することができ、社会全体で排出削減・吸収活動が推進される。

MY 行動宣言

「愛知目標」を達成し、生物多様性を守るために、一人ひとりが生物多様性との関わりを毎日の暮らしの中で感じ、身近なところから行動するための取り組み。

RPA

ロボティックプロセスオートメーション（Robotic Process Automation）、通称 RPA は、これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンや AI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取り組み。

SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

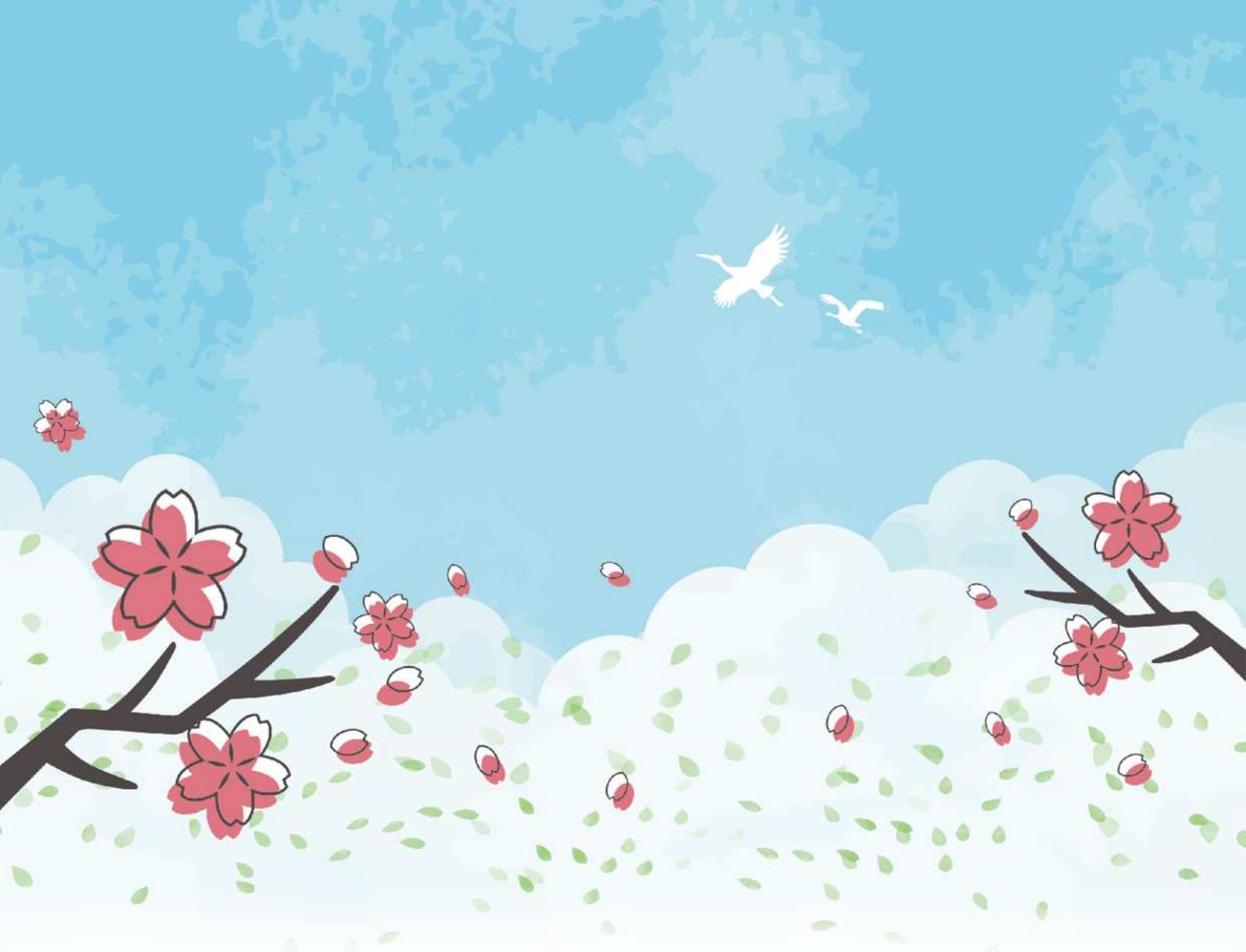
PDCA サイクル

計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Act）というプロセスを繰り返すことにより、計画の継続的な改善を図る進行管理の方法のこと。

発行：令和4年7月

編集：古河市 市民部 環境課 環境政策係 〒306-0198 茨城県古河市仁連 2065 番地

TEL 0280-76-1511 FAX 0280-76-1663 E-mail kankyou@city.ibaraki-koga.lg.jp



K O G A C I T Y